

静岡県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案

府省令で定める基準案（※）を踏まえた静岡市の条例における考え方

※国の基準(府省令)案は、平成 26 年4月9日現在で国において検討中のものであるため、今後、変更となる可能性があります。

| 項目 | | 国の基準（府省令）案 | 条例への委任の方法 | 静岡市の考え方 |
|-----------------|-------|---|-----------|---|
| 学級の編制及び職員に関する基準 | 学級の編制 | 1 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。 2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。 | 従うべき基準 | 本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。なお、今後、国の基準において、現行の方針の範囲内で修正が行われた場合は、本市の基準においてもこれに基づく修正を行うこととする。 |
| | 職員 | 1 園長のほか、各学級に担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭及び調理員を1人以上置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託するときは、この限りでない。 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の数 満1歳未満の園児 おおむね3人につき1人以上 満1歳以上満3歳未満の園児 おおむね6人につき1人以上 満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね20人につき1人以上 満4歳以上の園児 おおむね30人につき1人以上 ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 | 従うべき基準 | |
| | | 4 職員の一部は、必要に応じ他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。 | 参酌すべき基準 | |
| | | ただし、園児の教育及び保育に直接従事する職員については、当該教育及び保育を行う上で支障がないと認められる場合に限る。 | 従うべき基準 | |
| | | 5 副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士資格を有する者に限る。）又は教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士資格を有する者に限る。）、主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くよう努めなければならない。 | 参酌すべき基準 | |

| | | | | |
|----------|------------|---|--------|---|
| 設備に関する基準 | 一般的要件 | <p>1 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、園児の通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。</p> <p>2 設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p> | 従うべき基準 | 本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。なお、今後、国の基準において、現行の方針の範囲内で修正が行われた場合は、本市の基準においてもこれに基づく修正を行うこととする。 |
| | 園舎及び園庭 | <p>1 園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。</p> <p>(1) 満3歳以上の園児</p> <p>1学級 180平方メートル以上</p> <p>2学級 320平方メートル以上</p> <p>3学級以上 1学級につき100平方メートル増</p> <p>(2) 満3歳未満の園児</p> <p>満3歳未満の園児数に応じ、その保育の用に供する保育室、遊戯室、ほふく室又は乳児室の面積として計算した面積</p> <p>3 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。</p> <p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 学級数に応じた面積</p> <p>1学級 330平方メートル</p> <p>2学級 360平方メートル</p> <p>3学級 400平方メートル</p> <p>4学級以上 1学級につき80平方メートル増</p> <p>イ 満3歳以上の園児1人につき3.3平方メートル</p> <p>(2) 満2歳以上満3歳未満の園児1人につき3.3平方メートル</p> <p>4 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> | 従うべき基準 | |
| | 園舎に備えるべき設備 | <p>1 職員室、保育室、遊戯室、ほふく室又は乳児室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えなければならない。</p> <p>2 ほふく室又は乳児室については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。</p> <p>3 特別な事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。</p> <p>4 満3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数を下ってはならない。</p> | 従うべき基準 | |

| | | | | |
|----------|------------|--|---------|---|
| 設備に関する基準 | 園舎に備えるべき設備 | <p>5 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、外部搬入により行う幼保連携型認定こども園は、調理室を設置しないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>6 通常食事の提供をするべき園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供をするべき園児数に応じて必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>7 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。</p> <p>8 保育室、遊戯室、ほふく室又は乳児室は、それぞれ次に定める方法により計算した面積以上でなければならない。</p> <p>(1) 保育室又は遊戯室 満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上</p> <p>(2) ほふく室 満2歳未満の園児のうち、ほふくする子ども1人につき3.3平方メートル以上</p> <p>(3) 乳児室 満2歳未満の園児のうち、ほふくしないもの1人につき1.65平方メートル以上</p> | 従うべき基準 | 本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。なお、今後、国の基準において、現行の方針の範囲内で修正が行われた場合は、本市の基準においてもこれに基づく修正を行うこととする。 |
| | | <p>9 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児洗浄用設備、図書室、会議室を備えるよう努めなければならない。</p> | 参酌すべき基準 | |
| | | <p>10 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。</p> <p>11 保育室、遊戯室、ほふく室、乳児室又は便所（以下「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、次に掲げる階の区分に応じた要件を満たすときは、2階以上の階に設けることができる。この場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。</p> <p>(1) 2階に設ける場合</p> <p>ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。</p> | 従うべき基準 | |

| | | | | |
|----------|------------|--|--------|---|
| 設備に関する基準 | 園舎に備えるべき設備 | <p>イ 次の区分ごとに、それぞれに掲げる施設又は設備が1以上設けられていること</p> <p>(ア) 常用</p> <p>①屋内階段</p> <p>②屋外階段</p> <p>(イ) 避難用</p> <p>①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> <p>②待避上有効なバルコニー</p> <p>③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>④屋外階段</p> <p>ウ 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に園児の転落を防止する設備が設けられていること。</p> <p>(2) 3階に設ける場合</p> <p>ア 次の区分ごとに、それぞれに掲げる施設又は設備が1以上設けられていること</p> <p>(ア) 常用</p> <p>①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>②屋外階段</p> <p>(イ) 避難用</p> <p>①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> | 従うべき基準 | 本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。なお、今後、国の基準において、現行の方針の範囲内で修正が行われた場合は、本市の基準においてもこれに基づく修正を行うこととする。 |
|----------|------------|--|--------|---|

| | | | | |
|----------|------------|--|--------|---|
| 設備に関する基準 | 園舎に備えるべき設備 | <p>②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>③屋外階段</p> <p>イ 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に園児の転落を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ウ 第2号の表に定める設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその位置に至る歩行距離が30メートル以下であること。</p> <p>エ 調理室（火気を使用するものに限り、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この項目の（イ）において同じ。）の部分とそれ以外の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するため必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>キ 備え付けられたカーテン、敷物、建具等で可燃性のものに防火処理が施されていること。</p> <p>（3）4階以上の階に設ける場合</p> <p>ア 次の区分ごとに、それぞれに掲げる施設又は設備が1以上設けられていること</p> <p>（ア）常用</p> <p>①建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>②建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> | 従うべき基準 | 本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。なお、今後、国の基準において、現行の方針の範囲内で修正が行われた場合は、本市の基準においてもこれに基づく修正を行うこととする。 |
|----------|------------|--|--------|---|

| | | | | |
|----------|-----------------|---|-------------------|---|
| 設備に関する基準 | | (イ) 避難用 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段 イ 「(2) 3 階に設ける場合」のイからキまでの基準を満たすこと | 従うべき基準 | 本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。なお、今後、国の基準において、現行の方針の範囲内で修正が行われた場合は、本市の基準においてもこれに基づく修正を行うこととする。 |
| | 園具及び教具 | 1 学級数及び園児の数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。 2 園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。 | 参酌すべき基準 | |
| | 他の施設及び設備の使用 | 1 特別の事情があり、かつ、教育及び保育上並びに安全上支障がない場合は、他の学校、社会福祉施設等の施設及び設備を使用することができる。 2 他の学校、社会福祉施設等の設備を保育室等として共用することはできない。 | 参酌すべき基準 従うべき基準 | |
| 運営に関する基準 | 教育及び保育を行う期間及び時間 | 1 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下ってはならない。 2 教育に係る標準的な 1 日当たりの時間は、4 時間であること。ただし、園児の発達の程度、地域の実態、季節等に適切に配慮するものとする。 3 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の標準的な 1 日当たりの時間（満 3 歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、8 時間とすること。 | 従うべき基準 参酌すべき基準 | |
| | 食事の提供 | 1 原則として、保育を必要とする子どもに該当する園児に対し、あらかじめ作成された献立に従って、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により、食事の提供を行わなければならない。 2 保育を必要とする子どもに該当しない園児に対し、前述の方法により、食事の提供を行うことができる。 3 食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。食品の種類及び調理方法は、栄養並びに園児の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。 | 従うべき基準 | |

| | | | | |
|-----------------|-------------------|--|----------------|--|
| <p>運営に関する基準</p> | <p>食事の提供</p> | <p>4 園児に食事を提供するに当たっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条各号に掲げる目標（※下記参照）との調和を図りつつ、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p> <p>※法律第9条各号に掲げる目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。 ・集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。 ・身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。 ・日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。 ・音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。 ・快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。 | <p>参酌すべき基準</p> | <p>本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。なお、今後、国の基準において、現行の方針の範囲内で修正が行われた場合は、本市の基準においてもこれに基づく修正を行うこととする。</p> |
| | <p>食事の提供方法の事例</p> | <p>1 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児に対して、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>(1) 当該食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の主幹栄養教諭、栄養教諭又は栄養士により、食事の献立等について栄養の観点からの指導その他必要な配慮がなされること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。</p> <p>(4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> | <p>従うべき基準</p> | |

| | | | | |
|----------|------------------------|--|---------|---|
| 運営に関する基準 | 食事の提供方法の特例 | (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 | 従うべき基準 | 本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。なお、今後、国の基準において、現行の方針の範囲内で修正が行われた場合は、本市の基準においてもこれに基づく修正を行うこととする。 |
| | 子育て支援事業の内容 | 保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。 | 参酌すべき基準 | |
| | 掲示 | 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。 | 参酌すべき基準 | |
| | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用 | <p>(人格の尊重)</p> <p>園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>(職員の資質向上及び研修機会の確保)</p> <p>1 職員は、常に自己研鑽に励み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> | 参酌すべき基準 | |
| | | (差別的取扱いの禁止) | 従うべき基準 | |
| | | 園児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 | | |

| | | | | |
|----------|------------------------|---|---------|---|
| 運営に関する基準 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用 | <p>(虐待等の禁止)</p> <p>職員は、園児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号（※下記参照）に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>※児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為</p> <p>一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>園長は、園児に対し児童福祉法第 47 条第 1 項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第 3 項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>1 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> | 従うべき基準 | 本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。なお、今後、国の基準において、現行の方針の範囲内で修正が行われた場合は、本市の基準においてもこれに基づく修正を行うこととする。 |
| | | <p>(苦情への対応等)</p> <p>1 行った教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 行った教育及び保育並びに子育ての支援について、静岡市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> | 参酌すべき基準 | |

| | | | | |
|----------|------------------------|---|---------|---|
| 運営に関する基準 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用 | <p>3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p> <p>(家庭との連絡)</p> <p>園長は、園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> | 参酌すべき基準 | 本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。なお、今後、国の基準において、現行の方針の範囲内で修正が行われた場合は、本市の基準においてもこれに基づく修正を行うこととする。 |
| 附則 | みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置 | <p>法律上新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる現行の幼保連携型認定こども園については、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、認可基準において、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける。</p> | 従うべき基準 | |
| | 資格の特例 | <p>施行日から起算して5年間は、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士資格を有する者は、副園長又は教頭となることができる。</p> | 従うべき基準 | |
| | 既存施設からの移行特例 | <p>1 建物及び附属設備の一体的設置</p> <p>既存の幼稚園又は保育所からの移行の場合、以下の要件を全て満たす場合においては、建物及びその附属設備が同一の敷地内にない場合であっても設置可</p> <p>(1) 教育・保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。</p> <p>(3) それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備(調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めない。)を有していること。なお、既存の幼稚園又は保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例が活用できるものとする。</p> <p>2 園舎、保育室等の面積</p> <p>(1) 既存の保育所からの移行の場合</p> <p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、現在の保育所の基準(子ども1人につき1.98平方メートル以上)を満たしている場合は、新基準を満たさなくてもよい。ただし、園舎の新築を行う場合は、新基準に適合しなければならない。</p> | 従うべき基準 | |

| | | | | |
|----|-------------|---|--------|---|
| 附則 | 既存施設からの移行特例 | <p>(2) 既存の幼稚園からの移行の場合 園舎面積（満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く。）が、現在の幼稚園の基準（1学級：180平方メートル等）以上である場合は、新基準を満たさなくてもよい。ただし、園舎の新築を行う場合は、新基準に適合しなければならない。</p> <p>3 保育室等の設置階</p> <p>(1) 既存の保育所からの移行の場合 保育室等（乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室・便所）の2階設置については、園舎が準耐火建築物であっても、現在の保育所の基準（待避上必要な設備）を満たしていれば設置可。ただし、園舎の新築を行う場合は、新基準に適合しなければならない。</p> <p>(2) 既存の幼稚園からの移行の場合 保育室等の2階設置について、現在の幼稚園の基準（耐火建築物かつ待避上必要な施設）を満たしていれば可。ただし、園舎の新築を行う場合は、新基準に適合しなければならない。</p> <p>4 園庭の設置、面積</p> <p>(1) 既存の保育所からの移行の場合 満3歳以上の子どもの保育の用に供する園庭の面積が、現在の保育所の基準（1人につき3.3平方メートル）以上である場合には、新基準（1学級：330平方メートル等）を満たさなくてもよい。</p> <p>(2) 既存の幼稚園からの移行の場合 園庭の面積が、現在の幼稚園の運動場の基準（1学級：330平方メートル等）と、満2歳児の幼児について現在の保育所の園庭の基準（1人につき3.3平方メートル）とを合算した面積以上であるときは、新基準を満たさなくてもよい。</p> | 従うべき基準 | 本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。なお、今後、国の基準において、現行の方針の範囲内で修正が行われた場合は、本市の基準においてもこれに基づく修正を行うこととする。 |
|----|-------------|---|--------|---|

| | | | | |
|----|-------------|--|--------|---|
| 附則 | 既存施設からの移行特例 | <p>(3) 既存の幼稚園又は保育所からの移行共通</p> <p>ア 満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積（1人につき3.3平方メートル）に限り、以下の要件を全て満たす場合は、代替地の面積算入を認める。</p> <p>(ア) 子どもの安全な移動手段が確保されていること</p> <p>(イ) 子どもが安全に利用できる場所であること</p> <p>(ウ) 利用時間を日常的に確保できる場所であること</p> <p>(エ) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること</p> <p>イ 満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭等で確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積（1人につき3.3平方メートル）に限り、以下の要件を全て満たす場合は、屋上の面積算入を認める。</p> <p>(ア) 耐火建築物であること</p> <p>(イ) 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること</p> <p>(ウ) 屋上（屋上と同一階を含む。）に、便所、水飲み場等を設けること</p> <p>(エ) 防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）に留意すること</p> | 従うべき基準 | 本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はないことから、国の基準を用いて、静岡市の基準とすることとする。なお、今後、国の基準において、現行の方針の範囲内で修正が行われた場合は、本市の基準においてもこれに基づく修正を行うこととする。 |
|----|-------------|--|--------|---|

○施行期日：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日を予定